

産後ケア事業のご案内



遠賀・中間地域では、出産後の家族が安心して子育てできるように「産後ケア事業」を行っています。産後ケア事業では、ママの体と心のケア、赤ちゃんのケアのサポートが受けられます。不安なことがあったら、まずは産後ケア事業を利用してみませんか。

利用できる人

- ◆ 遠賀郡・中間市に住所があり、ケアを必要とする産後1年未満のママと赤ちゃん

※感染症状がある人、医療行為が必要な人は利用できません。

受けられるケア

- ◆ ママの心と体の休息
- ◆ 授乳の相談・指導（乳房ケア含む）
- ◆ 育児に関する相談・指導
- ◆ 家庭での子どもとの生活についての相談 など



利用できるサービス

つぎの4つから選べます。利用回数は1人につき合わせて7回まで。

★ 宿泊型 ★

利用料
6,400 円 / 24 時間

利用時間
入所から 24 時間

★ 通所型 ★

利用料
2,000 円 / 日

利用時間
午前 9 時から午後 5 時までのうち
5 時間程度

★ 通所型(短時間) ★

利用料
1,300 円 / 2 時間

利用時間
午前 9 時から午後 5 時までのうち
2 時間程度

★ 居宅訪問型 ★

利用料
1,600 円 / 2 時間

利用時間
午前 9 時から午後 5 時までのうち
2 時間程度

※非課税世帯の人や生活保護受給中の人は、利用料の減免があります。

減免を希望する場合は、申請時に必要な書類があります。詳しくは裏面を見てください。

※自己負担額以外で、必要な費用がかかることがあります。詳しくは利用施設に問い合わせてください。

利用施設・連絡先

利用施設電話番号は各市町公式ホームページから利用施設一覧をご覧ください。



中間市



芦屋町



水巻町



岡垣町



遠賀町

申し込みの方法・利用の流れについては裏面を見てください

利用までの流れ

1 利用の登録

- 遠賀郡・中間市の母子保健担当窓口で、妊娠 32 週から申込みを受け付けます。
- 専門スタッフとの面接で、現在のママの体調やご家族の状況、受けたいケアの内容を確認します。

手続に必要なもの

- ◆産後ケア事業利用申請書（窓口、公式ホームページにあります）
- ◆母子手帳
- ◆本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

非課税世帯の人

※役場で課税状況が確認できる場合は、証明書は不要です。

- ◆非課税証明書

※生計中心者のもの

※4月～6月までの間に申込みときは、前年度の証明書が必要です

生活保護受給中の人

- ◆生活保護証明書類



2 産後ケアパスポートの郵送

- 承認ができれば、申込受付から1週間程度で、「産後ケア事業利用承認通知書」と「産後ケアパスポート」を郵送します。
- 産後ケアパスポートは、サービスを利用するときに必要です。母子手帳に挟んで大切に保管してください。



3 施設への利用申し込み

- 利用を希望する施設に直接連絡し、利用や日程調整等ご相談ください。
 - 予約時に産後ケアパスポート番号とアレルギーの有無を伝えてください。
 - 施設側から注意事項や、利用内容についてお話があるので、確認してください。
- ※利用を中止するときは、キャンセル期限までに利用施設まで連絡してください。
※連絡なく利用を中止した場合は、キャンセル料がかかる場合があります。



4 産後ケア利用

- 利用施設で産後ケアを受けましょう。
- 利用料は、直接利用施設にお支払いください。



持っていくもの

- ◆産後ケアパスポート
- ◆母子手帳
- ◆ママの健康保険証
- ◆赤ちゃんのこども医療証
- ◆利用施設から指示があったもの
- ◆おむつ、おしりふき、哺乳瓶など赤ちゃんのお世話に必要なもの
- ◆離乳食（必要な人のみ）



5 利用後アンケート

- 利用後、アンケートに回答してください。
産後ケアパスポートにある2次元コードから回答フォームにアクセスできます。



産後ケアや子育てのご相談は、遠賀郡・中間市 母子保健担当課にご連絡ください。

中間市 こども家庭センター こども未来課 母子保健係 Tel.093-245-8717

芦屋町 健康・こども課 健康づくり係 Tel.093-222-3533

水巻町 いきいきほーる 健康課 健康推進係 Tel.093-202-3212

岡垣町 子育てあんしん課 こども家庭支援係 Tel.093-282-1211

遠賀町 健康こども課 健康対策係 Tel.093-293-1253